

平成 19 年度 花巻市介護サービス事業者等指導方針

平成 18 年 4 月 1 日施行の介護保険法において、新たに規定された地域密着型サービスについて市町村に指定及び指導監督権限が付与されたことから、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、本市において介護サービス事業者等への指導・監査を実施する。

平成 19 年度において本市が実施する、介護サービス事業者等に対する指導の方針を次のとおりとする。

第 1 指導の基本方針

介護保険制度は、「介護」を社会全体で支えるため、社会保険方式により平成 12 年 4 月より運営されており、高齢者自身がサービスを選択することを基本に、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを効率的・一体的に提供する利用者本位の制度となっている。

介護保険制度に基づく介護サービスについては、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に加え、平成 18 年度からは制度改正により新設された指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）により提供されている。

このような中、平成 18 年度の介護保険法改正により、市町村に地域密着型サービス事業者等の指導監督権限が付与されるとともに、介護サービス事業者等への立入権限が付与されたことから、市としては、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の請求の適正化を図ることを目的として、平成 19 年度から事業者に対する指導を実施するものである。

平成 19 年度は、指導実施の初年度であることから、平成 18 年度以前に事業を開始した事業所から選択して、平成 18 年度の地域密着型サービス事業の実績をもとに実地指導を行うこととする。

なお、実地指導の実施に当たっては、よりよいケアの実現に向けた高齢者虐待防止、身体拘束禁止等に基づく運営指導及び不適正な請求の防止のための報酬請求指導を重点的に実施する。

また、実地指導の際に、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命若しくは身体の安全に危険がある場合、又は、報酬請求に誤りが確認され、著しく不正な請求と認められる場合は実地指導を中止し、監査を実施する。

第 2 重点指導事項

認知症の高齢者や介護が必要な度合いが中重度の高齢者に対応したサービスの質的な向

上を図るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定や身体拘束禁止規定にかかる介護報酬上の身体拘束廃止未実施減算の創設などを踏まえ、介護サービス事業者等に対し、次の各号について重点的に指導するものとする。

- (1) 高齢者虐待及び身体拘束についての認識の普及
- (2) 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
- (3) 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けた介護サービス事業所等の積極的な取り組みの推進
- (4) 高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けて、基準等に規定されている「一連のプロセス(アセスメント～モニタリング)」が適正に実施された上で、ケアプランを含むサービス提供が行われることの推進
- (5) 「個別ケアプランに基づいたサービス提供」や「多職種協働によるサービス提供」等、報酬上の加算算定要件に基づいた適正な請求の推進

第3 指導の実施計画

1 指導の方法

介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において、人員配置、利用者等の処遇を含む事業運営、介護給付費の算定が、基準省令及び介護報酬告示等に則って適正に行われているかを以下の方法により確認し効果的な指導を行うものとする。

(1) 実地指導

改正介護保険法の大きな柱で政策上の重要な課題である「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、次の観点から対象となる介護サービス事業者等の所在地において、関係書類を基に行うものとする。

ア 指導内容

(ア) 運営指導

高齢者虐待防止、身体拘束廃止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上を図られるよう運営上の指導を実施する。

(イ) 報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個

別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど、届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導する。

イ 実施方法

年度内に実施計画を策定し、事前に書面の提出を受けた上で、指導の対象となる施設等において、設備、帳簿等を実地に確認し指導する。

(2) 集団指導

介護保険制度及び基準省令等の周知徹底並びに介護報酬請求に係る過誤・不正防止など制度管理の徹底化を図るため、地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者を対象に、今年度の実施指導の実施前に1回、事業所の職員を一定の場所に集め、講義方式により実施する。

2 実地指導体制

(1) 指導体制

長寿福祉課において指導班を編成する。

(2) 編成人数

原則として、3名以上の職員により指導班を編成する。

3 実地指導計画

(1) 対象施設等

ア 本年度は平成18年度に指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業所のうち別紙の2事業所を対象とする。

イ 今年度、県による実地指導が実施される事業所については対象外とし、社会福祉法人が運営する介護サービス事業所、社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所介護事業所及び(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所等については、別途実地指導時期を定める。

なお、実地指導の実施に際しては、老人福祉法に基づく施設監査と同時に実施するものとする。

(2) (1)を踏まえた平成19年度実地指導計画数の算定

ア 事業所数 (平成19年12月末現在。)

・地域密着型サービス事業所 (ア) 16

イ 実地指導実施計画数

・地域密着型サービス事業所 (イ) 2

(3) 平成19年度実地指導日程

別紙のとおりとする。

(4) 実地指導後の措置

ア 改善すべき事項が認められた場合は、口頭及び文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面で報告させる。

また、介護報酬請求に関して誤りが認められた場合にあつては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。

なお、度重なる指導によつても改善が図られない場合、又は介護報酬の不正請求、重大な指定基準違反等が疑われる場合にあつては、監査を実施する。

イ 監査の結果、著しく適正を欠く運営が行われていると認められた施設等に対しては、法に基づく「業務改善勧告」、「業務改善命令」、「指定取消、指定の全部又は一部の効力の停止」を行うなど、適切に対処する。

第4 必要な様式等

実地指導の実施に関し必要な様式等については、次のとおりとする。

1 事前調書

- ・(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型) 様式1
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 様式2
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 様式3
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(共用型)及び
(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 様式4

2 介護保険各種加算等自己点検シート

- ・指定地域密着型サービス介護給付費加算等自己点検シート1 様式5
(認知症対応型通所介護費、
小規模多機能型居宅介護費、
認知症対応型共同生活介護費)
- ・指定地域密着型サービス介護給付費加算等自己点検シート2 様式6
(介護予防認知症対応型通所介護費、
介護予防小規模多機能型居宅介護費、
介護予防認知症対応型共同生活介護費)

3 事前調書添付書類 提出リスト

- ・添付書類リスト 様式7

これ以外の様式等については、別途定めるものとする。